

第3編 今後の課題

本計画は景観法に基づく「景観計画」であり、計画区域内の景観形成に対して、現時点で地域住民と合意形成が図られた計画内容を取りまとめたものである。

しかし、良好な景観は一朝一夕で形成されるものではなく、日々の生活の営みの中で末永く実施していくものであり、今後も本計画を基本とし、様々な主体の参画を図りながら継続的に検討する必要がある。

ここでは、これからの景観形成の展開を鑑み、今後取り組むべき課題を以下に示す。

＜地域住民を主体とした景観形成の継続的な協議＞

本計画において景観形成基準等を定めたが、これらは景観形成活動の第一歩としての基本的な原則として設定したものである。今後は、本計画で定めた基準の運用を図りながら、必要に応じ、さらに具体的な基準を検討するなど、地域住民を主体として継続的に協議を行い、本計画を発展させていくことが重要である。そのためにも景観管理組織の構築を進めるとともに、景観協定等の各種制度を適切に活用し検討することが望まれる。

＜「景観農振興計画」の策定、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定の検討＞

本計画では、「景観農業振興地域整備計画」や「景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針」を検討したが、具体的な計画策定や指定はこれからである。本計画区域の良好な景観形成のためにも、継続的に検討を進めていく必要がある。

＜緑地担保方策の検討＞

景観計画区域内には、昔は農地であったが現在は雑木林となっているところが存在するが、これは本地域の景観を構成する重要な要素となっている。これらの樹林は、魚付き林としての機能も指摘されており、今後調査を進め、必要に応じ緑地担保の方策を別途検討する必要がある。

＜景観整備のための各種事業の実施＞

景観公共施設として位置付けた道路や漁港は、重要な景観構成要素でありかつ重要な視点場としても位置付けられる。そのため、これらの施設については周辺景観との調和に配慮した適切な整備を進めるとともに、良好な視点場として適切に環境整備を実施することが必要である。

＜景観形成の支援制度の検討＞

景観形成は、地域住民が自主的に実施することが重要であるが、それを適切に推進していくためには、行政側の適切な支援策が重要となる。単なる補助金だけではなく、景観形成に活用できる事業や景観形成の手法等の情報提供、景観アドバイザーの紹介など、様々な景観形成推進のノウハウと共に支援制度の検討が必要である。

＜必要に応じた計画の見直し＞

本計画は、現時点での景観形成上の問題点・課題を踏まえ策定したものであるが、今後、運用していく中で新たな問題点等が浮かび上がってくる可能性もある。本地域の景観を良好に保全・創出していくためにも、地域の実情や地域住民からの意見を踏まえながら、必要に応じて計画を見直し、より良い計画となるように更新されることが重要である。